

環境影響評価審査会（石の寝屋部会）会議録

1．日時 平成 14 年 7 月 8 日（月）10:00～12:00

場所 神戸市教育会館 404 号室

2．議題

淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地にかかる環境影響評価準備書の審査について

3．出席者

(1) 委員

藤井会長、田中部会長、朝日委員、遠藤委員、澤木委員、辻委員、服部委員

(2) 兵庫県

事務局：環境影響評価室

関係課等：水質課、環境整備課、淡路県民局県民生活部

4．配布資料

(1) 環境影響評価準備書

(2) 淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地環境影響評価準備書に係る答申案

(3) その他補足資料（石の寝屋準備書審査まとめ（最終版））

5．議事の概要

<事務局より答申案等について説明後、質疑応答>

〔委員〕

答申案附属資料の中のサシバに関連する箇所で、ピオトープにより餌場を創出する際には人の立ち入り制限について配慮する必要がある旨の記述があるが、他の貴重種の生息域等への立ち入り制限についても触れるべきではないか。

〔事務局〕

ピオトープは、自然環境への接触点としての性格から積極的な人の立ち入りも想定されるが、人が立ち入るような場所ではサシバは来ないという議論もあったため、サシバに関連する箇所で特定的に触れている。

他の貴重種の生息域等については、人の立ち入り制限のための方向性が見出せなかったことから、ニュアンスは若干異なるがピオトープとは別に概括的に触れているつもりである。

〔委員〕

（都市計画決定権者である）知事の見解に対する（環境影響評価制度上の審査者としての）知事の意見書で「的確に反映され」等の表現があるのは自画自賛のような印象を受ける。

答申案の水質汚濁に関する箇所で「環境基準の達成状況を確認すること」という記述があるが、農薬を使わないことになっているのだから「所要の環境基準の達成状況」程度の表現にした方がよいのではないか。

人の立ち入り制限区域についてだが、人を入れることを目的とする施設で人を入れないというのも言いにくいのではないか。必要があれば人の立ち入りを制限するという程度の限定的なものにしてはどうか。

「周辺環境も含めて保全することを検討することが望ましい」という文言であるが、環境影響評価の対象地域のことについてまで言及できるのかどうか疑問に思う。

〔事務局〕

貴重種の生息域等の立ち入り制限については、準備書においても明示されている箇所があり、事業者にもそのような姿勢を持っていることが明らかであることから、審査意見としてあえて触れなくてもよいのではないかと思う。

〔事務局〕

知事から知事へという意見の中でほめ過ぎではないかというご意見についてだが、概要書から準備書に至るまでの間にこれほどアセスメントの結果を反映して土地利用計画を検討し直してきたということについては賞賛に値するのではないかということで「的確な」という表現としている。

また、水質の環境基準の達成状況の確認については、現況は、準備書にもあるようにすべての環境基準項目について分析をした結果、問題がないことを確認しており、土壌のかく乱等によって出てくることのない物質については事後調査では確認する必要がないとも考えられるため、この部分については検討したい。

人の立ち入り制限については、特にビオトープにより創出されるサシバの餌場ということで限定的なものとして解釈できるのではないか。

周辺環境の保全については、計画区域の周辺という意味ではなく、営巣地等の周辺という意味である。ただし、その範囲が計画区域の外にも広がる可能性はあり、そのような場合に計画区域外まで環境の保全を求めるのは難しいところではある。

〔委員〕

生息部の周辺環境という表現にすれば意味がはっきりとするとと思う。

〔委員〕

伐採というのは木を刈るということか。それとも根ごと引き抜くということか。

〔委員〕

伐採というのは普通に木を切るということで、根ごと引き抜くことは抜根という。

〔委員〕

竹を伐採する場所があるが、伐採だけではまた生えてくるのではないか。

〔委員〕

生えてこないようにするためには抜根がいちばんよいが、これは大変な手間がかかるうえに竹林に生えているほかの植物にも影響がある。

伐採の場合でも何年も繰り返していくとやがて竹林は後退していく。

〔委員〕

農薬を使う方法はないのか。

〔委員〕

農薬を使う方法はあるが、周囲の環境に大きな影響が及ぶことが予想される。

公園の維持管理について「参画と協働」ということが触れられているが、なぜ維持管理だけなのか。「参画と協働」でやるのであれば、計画段階からでなければおかしい。また、環境アセスメントの意見書で参画と協働の問題について触れることができるのかどうか。

これはアセスメントの問題として言っているのかは分からないが、保全対象としてあがっ

ているハンゲショウが、現在進めている兵庫県版レッドデータブックの見直しではリストから落ちている。これまでのアセス事例の中でも住民がハンゲショウを移植して保全しているような状況があるにも関わらずレッドデータブックから落とすというのは、レッドデータブックが環境政策の一環であると考えればいかなものかという気がする。

〔事務局〕

参画と協働については、上山高原のように計画の段階から参画と協働で進めている例もあるが、本案件については計画自体が参画と協働により進めるレベルまで熟しているかどうか分からないので、維持管理、例えば植栽の苗の育成等について参画と協働の理念に基づいて進めてもらいたいという意味で書いている。

〔委員〕

参画と協働の本当の意味は全体の計画段階から住民が関わっていくことにある。そのため、参画と協働を維持管理というかたちだけに限定するような表現とすることは、参画と協働の本当の理念を理解していないととられる恐れがある。また、国の河川改修や兵庫県でも有馬富士公園が参画と協働により進められており、公園計画を参画と協働で進めていくことについては兵庫県では特に問題にはならないのではないかと。

〔委員〕

空間的なプランニングだけではなく、公園の維持管理も含めた運営にも計画というものがあつ、こういふことも含めた計画の段階の早期から地元住民を巻き込んでいく必要がある。したがつて、竹林の伐採といふことからでも参画と協働で進めていくことが大事ではないか。また、この問題をアセスでどこまで盛り込むかといふことについては難しいところではあるが、早くから住民を巻き込んでいかないと、住民にとっては参画といふ意識を持ってないままでの協働になってしまうのではないかと。

〔事務局〕

維持管理だけを限定的にといふのではなく、早い段階からの押し付けではない参画といふ方向で表現の修正を検討したい。

〔委員〕

この計画を進める側としては絶対に参画と協働を抜きにしてはやっていけないと思つが、そのことについてアセスをする側が言及してもよいのかといふ気がする。

〔事務局〕

今は住民参加がなければ公園や里山の保全はできないので、アセス側の意見として参画と協働について触れることに問題はないと思つ。

レッドデータブックの件については事務局としては回答できる立場にはない。

現在レッドデータブックに記載されている種が今後リストから落ちる可能性があることについては、準備書あるいは評価書で保全するとしたことに対して知事意見を出してあり、その前提を崩すのであれば再度住民への説明が必要であるため、貴重種の判断基準が変わつても準備書あるいは評価書に書かれた保全策については担保するよう事業者を指導している。

〔委員〕

この案件の工事が行われる段階ではハンゲショウはレッドデータブックからは除外されていることになるが。

〔事務局〕

保全すると言っている種についてはきちんと保全するよう事業者を指導したい。

〔委員〕

参画と協働についてであるが、いくら参画と協働であるといっても準備書が出てから計画の基本部分を変えるのであれば、アセスそのものを最初からやり直さなければならない。したがって、住民参加を考えるのであれば、実施計画や施工計画あるいは事後監視といったものについて考えるべきであるので、維持管理について参画と協働により進めるようにとする答申案の記述は良いと思う。

答申案本体と付属資料とで参画と協働について触れている場所と表現が異なっているが、この内容については事後監視調査等に関する項目に移し、「『特に』維持管理」とすれば意味がはっきりするのではないか。

レッドデータブックと準備書等との関係については、あくまでもその準備書等が作られた段階でのレッドデータブックを基準としていることを前提にしなければならない。変わることを前提としていては、基準となるものがなくなってしまう。

〔事務局〕

判断基準の話であるが、基準が変わっても、準備書や評価書で保全措置について明言したもののについては、そのとおりに実施すべきであると考え。基準の変化により新たに保全措置が必要となるものがあれば追加して行うよう事業者を指導することになる。また、基準の変化により貴重なものではなくなったとされた種であっても、準備書等で保全措置を行うとしたものについては措置を行うのが前提であることについては、異議はないのではないか。

参画と協働についてであるが、言及している場所が異なるのは、付属資料では各項目ごとに分けているが答申本文では複数の項目についてひとまとめにして記述していることと、参画と協働は陸生植物に関することに限ったことではないことから、そのまとまりの最後に持ってきているためである。表現が違うことで意味合いも違うのではないかという指摘もあったが、これについては住民の参画と協働を生かすべき範囲についてもご意見があったことから、これを取り入れるかたちで表現の修正を検討したい。

〔委員〕

参画と協働というのは、元の計画を全部つぶしてでも最初からそれでやるというような構造になっているわけではないので、その点は心配はない。しかし、参画と協働という概念自体が非常に抽象的で、ある部分だけに限定した参画と協働というのはいりえないので、この概念上の言葉を使うのは難しい。先ほど参画と協働についての要望を答申書に入れることが良いかどうか分からないと言ったのはこのような理由からである。

もし答申書に入れるというのであれば、維持管理だけではなく全体のことについての参画と協働を目指すというイメージで入れるべきである。

〔事務局〕

本案件は、現時点では基本計画の段階と思われる。これをベースとしてアセスを行っているので、これを変えとなると再アセスということになる。したがって、この基本計画を元に詳細を固めていく段階で、可能な限り参画と協働の理念に基づいて進めていくよう指導したい。限定的な表現は避けるにしても、事業者の実施を担保するためには調整の必要があると思われるので、字句修正については検討させていただきたい。

〔委員〕

答申案の3に「農薬不使用を前提とし」という表現がある。「前提」というのはかなり緩やかな取り決めのときに使うことが多いのだが、これでよいのか。

〔事務局〕

意味合いとしては、農薬不使用を前提とした植栽計画ということである。

〔委員〕

基本的に使わないということと、「前提」という言葉は合うのか。

〔事務局〕

単一種を植栽に用いれば農薬を使用しないともたないかもしれないが、多様種で植栽すれば農薬を使用しなくても植栽が維持できるのではないかという意見があったことから、そのような意味合いでの表現としている。

〔委員〕

要は、農薬を使用しなくてもいいような植栽計画という意味なのか。

〔事務局〕

はい。

〔委員〕

議論の中でも既に指摘されている、「周辺環境も含めて保全することを検討することが望ましい」という表現であるが、この表現でこちらが意図している内容が事業者側に正しく伝わるのだろうか。

〔事務局〕

例えば、ある生物の生息域は計画区域内だがその餌場はおそらく計画区域外であるという場合、その保全についても配慮することを事業者側に対して期待しているのだが、事業区域外の地域への対応は限界があると思われる。

ただ、計画区域内で生息が確認された場所以外でその生物が生息する可能性がある場所については、生息が確認されている場所と同様の維持管理をすることで対応できるのではないか。

〔委員〕

答申がこのような表現になったときに、事業者側がどの程度検討するかということを想定しているのかということを確認したかったのだが。

このことについては、どの生物種にも基本的に言えることであるが、事業者側が具体的にどうやって検討していくのかについては不安が残る。

〔委員〕

私が事業者側の担当者であれば、まず、その部分がどういうことを意味しているのかをアセス側に聞きに行く。しかし、アセス側としては具体的な返答はおそらくできないと思う。

〔委員〕

確かにこの文章だけでは何をどうしていいのかわからない。周辺環境というのは、生物種によっては比較的わかりやすいかもしれないが、種によっては非常に特定しづらい。個々の種の専門家であってもわからないかもしれない。

〔委員〕

こう書いたらいいというような、サジェスションのようなものはないか。

〔委員〕

どこを周辺環境とするかといった問題を除けば、専門家であっても明確な答えを出せないような状況を説明しようとしているのであるから、非常に概念的な説明になるのはやむを得ないと思う。このことについては事業者側で考え、分からなければアセス側に相談に来ればよいとことで、文章表現そのものは今のままでも良いのではないか。

〔委員〕

それでは、おおよそ意見も出尽くしたかと思うが、残った問題については事務局で検討のうえ、各委員に確認をとって答申とすることにしたい。

<事務局より連絡>

審議で出た問題点については事業者とも協議し、早急に最終案を取りまとめ、各委員へ送付する。

それに対する委員の意見を元に修正したものを、部会長・会長に確認いただいたうえで審査会答申としたい。